

事業主の皆様へ

36協定の適正な締結をお願いします

～長時間労働の抑制に向けた第一歩～

時間外労働や休日労働をさせる場合、あらかじめ労使間で「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、所定の届出様式にて労働基準監督署に届け出る必要があります。

届出様式の記載について、受付窓口で最近特に見受けられる不備をまとめましたので、これを参考に、36協定の適正な締結をお願いいたします。

36協定を適正に締結しなかった場合、労働基準監督署で受理されなかったり、協定自体が無効となる場合がありますので、ご注意ください。

様式第9号の2 (第17条関係) **36協定記載例**

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類	事業の名称			事業の所在地(電話番号)			
金属製品製造業	〇〇金属工業(株) 〇〇工場			〇〇市〇〇町1-2-3 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)			
① 下記に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由 臨時の受注、納期変更	業務の種類 検査	労働者数 (満18歳以上の者) 10人	所定労働時間 1日8時間	延長することができる時間		期間 平成〇年4月1日から 1年間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
					3時間	1か月(毎月1日) 4.5時間 1年(4月1日) 36.0時間	
						↑ ポイント3	
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	月末の決算事務	経理	5人	1日8時間	3時間	4.2時間 32.0時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間
臨時の受注、納期変更		検査	10人	毎週土曜・日曜	法定休日のうち1か月に1回 始業8:30～終業17:30		同上

協定の成立年月日 平成〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 検査課主任
氏名 山田 花子 (印) ← **ポイント2**

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

平成〇年 3月 15日 使用者 職名 代表取締役社長
氏名 田中 太郎 (印) 印

〇〇 労働基準監督署長 殿

ポイント1 →

特別条項記載例

一定期間の延長時間は1箇月4.5時間とする。ただし、生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、6回を限度として、1箇月6.0時間までこれを延長することができる。

延長時間が1箇月4.5時間を超えた場合の割増賃金率は30%とする。(※)

() 法定の割増賃金率(ここでは25%)を超える率とするよう努めてください。

ポイントの詳細は裏面へ

ポイント1 限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率

限度時間とは、厚生労働大臣から告示されている「法定の労働時間を超えて延長することのできる時間数の限度」のことです。たとえば、一般の労働者の場合は“1箇月あたり45時間”などと細かく規定されています。この限度時間を超えて時間外労働を行わせる場合、特別条項を設けておく必要があります。

特別条項付きの36協定を締結する場合、限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を定めることが必要ですが、この割増賃金率の記載が漏れているケースが比較的多く見受けられます。

ポイント2 協定の一方の当事者(労働者代表)の職名と氏名

労働基準監督署に提出する届出様式には、36協定の一方の当事者である**労働者代表の職名と氏名を記載する欄**があります。**この記載漏れ等が見受けられます**ので、職名(たとえば製造部品質係員、一般販売店員など)と氏名を忘れずに記載してください。また、一般的には部長、工場長など、監督又は管理の地位にある者は労働者代表になることはできませんので、ご注意ください。

口約束の36協定は有効か？

36協定は、労使の口約束だけでは、有効な協定とはなりません(協定書を交わすことが必要)。しかし、労働基準監督署に提出する届出様式をもって、協定書に代えることができます。

この場合には、届出様式の使用職氏名欄、労働者代表職氏名欄のそれぞれに当事者本人による記名押印又は署名が必要です(人事労務担当者が記名押印や署名したものは不可)。

また、労働基準監督署提出用の届出様式以外に、職場の労働者に周知するため、事業場保管用を用意する必要があります。

ポイント3 法定労働時間を超えて延長することができる時間

36協定には、原則として、次の から までの全てを定めておく必要があります。

1日あたりの延長時間

1日を超え3箇月以内の任意の期間(一般的には1箇月)あたりの延長時間

1年あたりの延長時間

労働基準監督署に提出される届出には、 から についての記載が漏れている、又は記載されてはいても、限度時間を超えた延長時間が記載されているケースが見受けられます。

延長時間は、労働基準監督署がチェックする際の最重要ポイントです。

36協定の締結の際は、いま一度労使でご確認をお願いします。

